

2 予防・交流

■吉岡町社会福祉協議会(老人福祉センター内) ☎54-3930

「配食サービス」「日常生活自立支援事業」「老人クラブ」「ふれあいいきいきサロン」等の窓口となっています。「民生児童委員」の事務局もあります。

■老人福祉センター「いこいの家八幡」(南下1333-4) ☎54-3603

開館日時:火～土曜日 9:30～16:00

介護予防事業「はつらつクラブ」、「げんきアップ体操教室」や様々な趣味の活動などを行っています。

■認知症カフェ

●元気になるカフェ ☎54-3930 (社会福祉協議会主催)

誰でもぶらりと立ち寄れて自由におしゃべりできる居場所です。認知症サポーターがスタッフです。

日時:毎週木曜日10:00～12:00

場所:よしおかROBAROBA地域福祉交流施設(駒寄小学校交差点西)

デイサービスJAげんき喫茶室(下野田700-1)

●しあわせになるクローバー ☎54-5560 (田中病院主催)

認知症の方やその家族、地域の方などでも気軽に集まり、ほっとした時間を共有し、認知症についての悩みやケアの方法などの情報交換もできます。病院の相談員がいます。

日時:毎月第2土曜日 10:00～12:00

場所:みずさの里1階(田中病院敷地内)



3 医療

■かかりつけ医

認知症について心配事があれば、まずは「かかりつけ医」に相談しましょう。

■認知症疾患医療センター

①相談 参照



4 介護

■介護保険サービス

通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護(ショートステイ)等のサービスを利用しましょう。介護保険サービスの利用には役場へ申請が必要です。(ケアプランの作成は要支援の方は地域包括支援センター、要介護の方はケアマネジャーが担当します。)



5 生活支援

■緊急通報システム(1人暮らしの安否確認)

■認知症高齢者等事前登録制度

■徘徊高齢者等検索サービス事業

■認知症高齢者等保険事業

■紙おむつ購入費助成・介護慰労金

■民生児童委員(地域での見守り)

■吉岡町配食サービス:お問い合わせは吉岡町社会福祉協議会まで。

安否確認を兼ね、昼食をお届けします。(一定の利用要件あり)

■民間の配達担当:お問い合わせは地域包括支援センターまで。

お問い合わせは、
吉岡町役場介護高齢室、
地域包括支援センター
担当ケアマネジャーまで。



6 権利を守る

■日常生活自立支援事業⇒吉岡町社会福祉協議会 ☎54-3930

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方に契約支援、日常的なお金の管理を行います。

■成年後見制度⇒吉岡町成年後見支援センター ☎54-3930

認知症などにより判断能力が低下した方など、自分では財産管理ができなくなった方の財産を第三者が管理し、不当な契約から守る制度です。

■任意後見制度⇒吉岡町成年後見支援センター ☎54-3930

本人の判断がしっかりしているうちに、将来の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人(任意後見人という)を、自ら事前の契約によって決めておく制度です。



7 施設

認知症の状態に応じた施設選びが必要です。

地域包括支援センターや担当ケアマネジャー等と相談しましょう。

■ケアハウス(見守り付き住宅)

独居が難しい高齢者が、比較的安い料金(収入に応じた費用)で日常生活のサポートを受けられる施設。

■サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

見守り・生活相談サービスがついた高齢者向けの賃貸住宅。必要に応じて介護保険のサービスを利用して生活します。

■介護付き有料老人ホーム

食事、清潔、身体介護、リハビリなど施設スタッフによる介護や支援が受けられる施設。入居条件は施設ごとに違います。

■グループホーム

認知症の高齢者に特化した小規模の介護施設。

■特別養護老人ホーム

中～重度の要介護高齢者が身体介護や生活支援を受けて居住する施設。



8 若年性認知症について相談したい

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症のことをいいます。

働き盛りの発症や、経済的な問題、身体・精神的な負担、本人だけでなく、家族の生活に与える影響が大きくなります。若年性認知症支援コーディネーターは本人や家族からの相談に応じて支援をワンストップで行います。専門医療・利用できる各種制度・サービス・介護に関することなどの情報提供や、就労に関する相談、関係者間との連絡・調整を行います。

若年性認知症支援コーディネーターは主に「認知症疾患医療センター」に配置されています。

①相談 参照

■若年性認知症くま家族会

毎月、専門スタッフと支援者を交えて定例会をしています。定例会では勉強会や交流会を行っています。詳しくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。

■若年性認知症コールセンター ☎0800-100-2707

(月～土(年末年始、祝日除く)10:00～15:00)

■若年性認知症の人が受けられる主な制度

介護保険サービス、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療、障害年金、特別障害者手当等があります。(※制度は病状や収入等の一定の要件があります。詳しくは主治医や病院の相談員、地域包括支援センターへお問い合わせください。)



吉岡町 認知症あんしんガイド (認知症ケアパス)



認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう「認知症あんしんガイド」をご活用ください。

このパンフレットを開くと「認知症ケアパス」が見られます。認知症ケアパスとは、認知症の進行に応じて、どのような医療や介護サービス、福祉サービスを受けることができるか示したものです。



ご不明な点や、認知症の相談はなんでも
吉岡町地域包括支援センター Tel.54-4323へ
ぜひお気軽にご相談ください。

1 相談

■吉岡町地域包括支援センター(老人福祉センター内) ☎54-4323

(月～金8:30～17:15 ※時間外の電話は転送され対応しています)

高齢者の総合相談窓口です。高齢者や認知症の方が地域で安心して生活ができるように支援を行います。若年性認知症の相談対応も若年性認知症支援コーディネーターと連携し行います。医療や介護の職員がチームになって初期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」がいます。

■吉岡町役場 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247

介護保険の申請や「5 生活支援」等の各種手続きの窓口です。

■認知症の人と家族の会 群馬県支部 ☎027-289-2740

(月～金10:00～15:00)本人、家族の電話相談に対応しています。また、定期的に家族同士の集いを開催しています。

■22カフェ(地域包括支援センター主催)

医療・介護の専門職や認知症介護経験者と認知症に関する相談や情報交換ができます。

日時:毎月22日 13:00～15:00

場所:よしおかROBAROBA地域福祉交流施設
(駒寄小学校交差点西)

■認知症疾患医療センター

認知症に関する鑑別診断、診断にもとづいた治療などの方針を検討します。群馬県には14か所あります。詳しくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。



吉岡町近隣の認知症疾患医療センター

●田中病院(吉岡町陣場98) ☎54-5560

●老年病研究所附属病院 ☎027-252-7811

(前橋市大友町3丁目26-8)

発行元:吉岡町役場 吉岡町地域包括支援センター



認知症ケアパス

認知症の進行（アルツハイマー病をモデルにしています）に合わせて受けられるサービスを掲載しています

認知症の進行（右に行くほど進行している状態です）進行は必ずしも表のとおり経過するわけではありませんが、今後を見通す参考にしてください。

認知症の段階	元気 日常生活は自立	認知症の疑い ひとりで生活はできる	認知症（軽度） 見守りが必要	認知症（中等度） 手助け介護が必要	認知症（重症） 常に介護が必要	
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活が自立している。 ●健康づくりや介護予防に取り組み規則正しい生活を心がけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活はなんとか送っているが、物忘れにより生活のしづらさがある。 ●買い物や調理、お金の管理にミスが見られる。 ●薬を飲み忘れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●同じことを何度も聞く。 ●約束を忘れる、日付がわからなくなる。 ●電話の応答や訪問者の対応などが一人では難しい。 ●買い物や料理、お金の管理が難しくなってくる。 ●道に迷うことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●着替え、食事、排泄、整容（歯みがき・洗面・化粧）などに手助けや介護が必要になる。 ●家までの道がわからなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子・ベットでの生活が中心になる。 ●言葉によるコミュニケーションが難しくなる。 ●飲み込みが悪くなり、食事に介助が必要になる。 	
家族の心得・対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●「認知症サポーター養成講座」を受けるなど、知識を得ておきましょう。「認知症サポーター」とは、認知症の方への知識と理解を持ち地域でサポートする人のことです。（詳しくは地域包括支援センターまで。） ●将来を見据えて、本人の意思を聞いておきましょう。（住まい、延命、看取りなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ●年相応と思わず、気になり始めたら、早めにかかりつけ医や地域包括支援センターへ相談しましょう。 ●医療や介護について勉強しましょう ⇒認知症を引き起こす病気により経過や介護の方法が異なります。対応によっては、本人の症状を悪化させる原因にもなります。周囲が適切に対応することによりおだやかな経過をたどることも可能です。 ●失敗しないように手助けしましょう ⇒今までできていたことが少しずつできなくなります。失敗を最小限にするようさりげなくフォローをしましょう。 				
認知症の方や家族を支援する体制	①相談	認知症についての相談・勉強・交流がしたい： 吉岡町地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー） 22カフェ、認知症の人と家族の会等				
	②予防・交流	老人福祉センター、吉岡町社会福祉協議会、老人クラブ、ふれあいいきいきサロン、元気になるカフェ・しあわせになるクローバー（認知症カフェ）				
	③医療	診断や治療、相談（かかりつけ医・認知症疾患医療センター）				
	④介護	介護保険サービスの利用：通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護（ショートステイ）				
	⑤生活支援	見守り支援：民生児童委員、緊急通報システム、認知症高齢者等事前登録制度、徘徊高齢者等検索サービス事業、認知症高齢者等保険事業 食事の支援：町配食サービス、民間の配達弁当等 その他の支援：紙おむつ購入費助成、介護慰労金				
	⑥権利を守る	将来の財産管理に備える：任意後見制度 日常のお金の管理等：日常生活自立支援事業 お金・財産管理・契約に関する事：成年後見制度				
	⑦施設	ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、介護付き有料老人ホーム グループホーム、特別養護老人ホーム等				
⑧若年性認知症の対応・支援	上記①～⑦のサービスも本人の状態に合わせてご利用になれます。	<ul style="list-style-type: none"> ●早期に正しい診断を受けることが大切です。周囲に病気への理解があることで家庭での生活や職場でのサポートが受けやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事・収入：関係者間（本人・医師・家族・産業医・認知症支援コーディネーター等）で相談しましょう。就業先での配置転換や障害認定による就労支援を受ける方法、就労を望まない場合は、障害年金の受給や雇用保険で傷病手当を受ける方法があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護・障害福祉：介護保険サービスと障害福祉サービスを利用することができます。サービスを利用し安全に本人らしい生活を続け、家族の負担も軽減しましょう。 ●その他：自動車運転や経済的なことなどの問題も家族や周りの人に相談し対応を検討していただけます。 		

※利用できるサービスや制度で大字で書かれているものは裏面に内容が記載されていますので（番号や色で確認）参照してください。